

改正

平成31年2月1日告示第11号

浦幌町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定の申請)

第3条 法第115条の45の5第1項による申請は、浦幌町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて行うものとする。

(指定の通知)

第4条 町長は、前条の申請があったときは、指定の適否を審査し、指定を行うことを決定したときは、当該申請をしたものに対し、事業者指定通知書（別記様式第2号）により、指定を行わないときは、事業者指定申請却下通知書（別記様式第3号）により、当該申請をしたものに通知するものとする。

(指定の有効期間)

第5条 施行規則第140条の63の7の規定により町が定める期間は、6年とする。

(変更の届出等)

第6条 指定事業者は、指定の申請事項に変更があったときは、変更届出書（別記様式第4号）を10日以内に町長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止・休止届出書（別記様式第5号）をその廃止又は休止の日の1月前までに町長に提出しなければならない。

3 指定事業者は、当該指定に係る事業を再開したときは、再開届出書（別記様式第5号）を10日以内に町長に提出しなければならない。

4 指定事業者は、総合事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前の1月以内に当該サービスを受けていた者であって、当該総合事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、第1号介護予防支援事業者、他の指定事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜を行わなければならない。

(指定の更新)

第7条 指定事業者は、法第115条の45の6第4項の規定により準用する法第115条の45の5第1項の規定により指定の更新を受けようとするときは、浦幌町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて、当該指定の有効期間の満了の日の1月前までに町長に提出しなければならない。

(事業者情報の公表及び提供)

第8条 町長は、第3条から前条までの規定による指定及び変更の届出等の受理並びに指定の更新

をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を、北海道、北海道国民健康保険団体連合会その他の関係機関に提供するものとする。

- (1) 事業者の名称及び所在地
- (2) 当該事業者の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者に関する情報
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日（事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日）
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業者番号
- (7) その他町長が必要と認める事項
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年2月1日告示第11号）

この告示は、公表の日から施行する。

別記様式第1号（第3条・第7条関係）

別記様式第2号（第4条関係）

別記様式第3号（第4条関係）

別記様式第4号（第6条関係）

別記様式第5号（第6条関係）